
令和5年大和町議会12月定例会議会議録

令和5年12月7日（木曜日）

応招議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

出席議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次長兼議事 庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 会

議 長 (門間浩宇君)

皆さん、こんにちは。

定刻前ではありますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきますよろしいでしょうか。

開会前に皆さんにご連絡いたします。本日、報道関係者から写真撮影をしたいとの申出があり、大和町議会傍聴規則第7条に基づき、許可することといたしましたので、よろしく願いをいたします。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (門間浩宇君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番藤巻博史君及び14番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「議案第76号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例」

議 長 (門間浩宇君)

日程第2、議案第76号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第77号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第3、議案第77号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

1点お尋ねをします。今回常勤の方の町長、副町長をはじめ、給与に関しては改定がなかったのですが、見送られたということも一部伺っておりますがどういう理由で見送られたのか。というのは、在り方プロジェクトからの流れで議会のほうから、常勤の、要は町長、副町長はじめ、給与を上げたいかがかということをおし入れていると思います議会から、どういう思いで今回給与の改定をなさらなかったのかお尋ねをいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。

今回、国の法律、国家公務員の特別職のほうの改定がされまして、そちらの資料も整理しまして、町の三役の引上げ、改定についても、協議したところでございますが、今回、町長10月9日就任して間もないということもございましたので、今回の改定は見送るというふうに決定したものでございます。

議 長 (門間浩宇君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
町長からも答弁ありますか。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
それでは、馬場議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

10月1日に執行されました選挙でございました。私としては、現条例をもちろんベースとして立候補させていただくというのは、各有権者の方々にお伝えをしておった中でもありました。そういったところで、国からの人事院からの勧告ではありましたが、時期としてはふさわしくないということで、見送りをさせていただきました。次の改選に向けて、どういう在り方であればいいのかという部分、これから検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 (門間浩宇君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
決して大和町の町長の給与を県内で見ても高いほうではないんです。議会としても、その辺も加味して申入れをしておりますので、今町長おっしゃったように、今後改定も含めて、どの時期がいいのかは町長がお決めになることでしょうけれども、今後考えていっていただきたいと思います。答弁あれば、答弁いただきたいと思います。

議 長 (門間浩宇君)
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

実情を踏まえたご質問でございました。実際の実質は、どの位置にあるのかとう部分県内の町村のところのほうも、認識をしてございます。その前に、その他、区長様でありますとかその他の方々の報酬等もどうあるべきかという部分も踏まえ、特別職の報酬がどうあるべきか、議論してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第78号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第4、議案第78号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第79号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第5、議案第79号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第80号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第6、議案第80号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番佐藤昇一君。

4番（佐藤昇一君）

私からは、四十八滝運動公園トイレ新設工事について質問させていただきます。設計見させていただきました。いろんなことを加味された上での設計だったんでし

ようけれども、表と裏というか、キャンプ場の表と裏というイメージで、私的には、堤体側のほうが表というイメージだったので、トイレは道路側のほうに新設されるのかなと思っていたんですが、あそこでキャンプをされている方の景観上問題がないのかというのが1点と、あとは、色合いがグレーという表示をされていました。どちらかといったら山にあるのは、茶色系のほうのほうがいいのかなと思ったんですが、そういう2点を質問させていただきます。

議長（門間浩宇君）

商工観光課長浅野義徳君。

商工観光課長（浅野義則君）

それでは、佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

トイレの位置なんですけれども、やはり、キャンプ場の利用者の方、それからこれから遊具等の新設もちよっと考えておまして、それが四十八滝運動公園全体を考えさせていただきますして、表側を入り口ということにさせていただきました。それから、色の関係だったんですけれども、色につきましては、今後やはりイメージに合った色ということで、検討していきたいと思います。先ほどこちらで示した図につきましては、イメージ図ということでお伺いいただければなと思います。よろしくお願ひします。

議長（門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。10番渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

ひだまりの丘のブラインド設置ということでご説明いただいた82万5,000円なんですけれども、なぜ補正になったのか、改修のときにこういったのが事前に組み込まれずに、ここで補正になったと。なぜかなというちょっと疑問が生じたんですけれども、その点についてお答えをいただければと思います。

議長（門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初お風呂の施設等の箇所につきまして、既設のところにブラインドとカーテンと存在しなかった状態でございまして、その際に、設計会社との協議等でも、新たに事務室を造る際にブラインドの設計が落ちてしまったという状況でございまして、改めて、今回完成見ました窓際西日とかそういった形も状況が判断されることから、改めてブラインドの設置、カーテン等の設置をすることにつきまして、ぜひ改修工事の際と一緒に工事をすればよろしかったのでございますが、そこは設計の段階で落ちてしまったので今回補正をさせていただいて、設置する内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第81号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第7、議案第81号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第82号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正
予算」

議長（門間浩宇君）

日程第8、議案第82号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第83号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第9、議案第83号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第84号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

議長（門間浩宇君）

日程10、議案第84号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第85号 令和5年度大和町吉岡西部地区画整理事業特
別会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第11、議案第85号 令和5年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第86号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第12、議案第86号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第87号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第13、議案第87号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第88号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（門間浩宇君）

日程第14、議案第88号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題といたします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第89号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（門間浩宇君）

日程第15、議案第89号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第90号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（門間浩宇君）

日程第16、議案第90号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題といたします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

指定管理者全体にわたる話なんですけど、1点、ここで確認をさせていただきたいんですが、8の指定管理者候補者選定委員会の構成についてなんですけれども、私的に、黒川病院の看護師長さんという方が選定委員会に入っていて、何でなんだろうかと、これまでもそうだったんですけれども今頃ということもあるんですけれども、ちょっと疑問を感じて、区長会長さんとかそういったら納得いくんですけれども、看護師長さん、何でなんだろうかという疑問が湧くんですが。例えば大和町の婦人会会長さんとかそういった方だとすっと入るような気もするんですが、なぜなのかなと、少し疑問があるのでお尋ねをしたいと思います。

議長 (門間浩宇君)

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

それでは渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の選定委員の方、看護師長さんにつきましても、これからは福祉分野も含めてというような形の中でその分野の方ということで、選定委員の中に含めさせていただいておるといようなご理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 (門間浩宇君)

渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

福祉関係という点は理解できます。女性視点という観点も含んでいるのかどうか、それについてもちょっと確認をさせてください。

議長 (門間浩宇君)

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

再質問にお答えをさせていただきます。

そういった分野も含めてという形で、広く視野のある方について選定委員になって

いただいていることをご意見を伺うというような形で実施しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第91号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（門間浩宇君）

日程17、議案第91号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題といたします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第92号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）」

議長（門間浩宇君）

日程第18、議案第92号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第93号 指定管理者の指定について（大和町原阿佐緒記念館の設置及び管理に関する条例外3条例に基づく施設）」

議長（門間浩宇君）

日程第19、議案第93号 指定管理者の指定について（大和町原阿佐緒記念館の設置及び管理に関する条例外3条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第94号 大和町都市計画マスタープランについて」

議長（門間浩宇君）

日程第20、議案第94号 大和町都市計画マスタープランについてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第95号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第21、議案第95号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長（小野政則君）

それでは、本日加わりました議案書をお願いいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。また、議案説明資料、議案第95号関係もお手元のほうにお願いをいたします。

議案第95号です。大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、地方税法の一部が改正されたことにより行うものであります。なお、条例の改正に当たっては、国から示されています準則にのっとり行うものでございます。

主な概要としましては、国民健康保険税の減額を規定する第23条に新たな項を設け、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税について減額をするものであります。

産前産後期間については、単胎妊娠の場合は、出産予定日前1か月と予定日と、その後の2か月を合わせまして4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日前の3か月と予定日、その後の2か月を合わせまして6か月となります。

概要について、議案説明資料をお開き願います。

対象になる方、また受付期間でございます。

対象となる方は、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方です。

受付する期間につきましては、出産予定日の6か月前から届出を行うことができます。また、出産後の届出も可能としております。

次に、国民健康保険税の免除の方法でございます。

その年度に納める健康保険税の所得割額、均等割額から、出産予定月の前日から出産予定月の翌々月相当分が減額されます。

下にそのイメージ図がございます。単胎の方につきましては、出産予定日の1か月前から出産予定月の2か月後までの4か月でございます。多胎の方につきましては、出産予定月の3か月前から始まりまして、出産予定月の2か月後までの6か月となるものでございます。

なお、令和5年度につきましては、産前産後の期間のうち、令和6年1月以降の期間の分だけが減額に該当となるものでございます。減額となりまして、払い過ぎた保険料につきましては還付となります。令和5年度中の予定者につきましては4名、令和6年度につきましては15名を予定しているものでございます。

それでは、議案書 1 ページにお戻りをいただきたいと思います。

第23条に3項を追加し、出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険

者均等割額を減額をする規定をするもので、1号につきましては、出産被保険者に係る基礎課税分の所得割の減額を規定するもので、第2号につきましては、被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割の減額を規定するものであります。

2ページをお願いいたします。

第3号につきましては、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の減額を規定するもので、第4号につきましては、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割の減額を規定するものであります。第5号につきましては、被保険者に係る介護納付金課税額の所得割の減額を規定するもので、第6号につきましては、被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割の減額を規定するものであります。

次に、第24条の2の次に、第24条の3を追加し、出産被保険者に係る届出について規定をするものであります。

3ページをお願いいたします。

第1項につきましては、届出書に記載しなければならない事項を、第2項につきましては、届出を提出する際に添付するものを表示しております。

第3項につきましては、届出できる期間を規定するもので、第4項につきましては、町長が第1項及び第2項の事項を確認できる場合は、届出書を省略できる旨を規定するものであります。

4ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項の施行期日につきましては、この条例は令和6年1月1日から施行するものであります。

第2項の適用区分につきましては、この条例による改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和5年分の12月以前分の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

以上で、議案第95号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第96号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第22、議案第96号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは議案書の5ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（10号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第96号、令和5年度大和町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億9,273万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を157億1,415万5,000円といたすものでございます。

第2項、予算補正の款、項の区分につきましては、6ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

16款2項1目10節につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして、1億6,462万1,000円を追加いたすものであります。こちらにつきましては、推奨事業メニュー分4,258万9,000円と、低所得世帯支援枠1億1,782万4,000円、事務費分としまして420万8,000円となっております。

20款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整でございます。

歳入は以上でございます。
よろしくお願ひいたします。

議 長 (門間浩宇君)

税務課長小野政則君。

税務課長 (小野政則君)

続きまして、4ページをお願ひいたします。

次に、歳出でございます。

2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費でございます。12節につきましては、給与支払報告書の区分追加によるOCRシステムの改修にかかる費用をお願ひするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (門間浩宇君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費の事業内訳としましては非課税世帯等生活支援事業でございます。項目の説明をいたす前に別冊により、議案第96号関係で事業の説明をさせていただきますので、そちらのほうをお開き願ひたいと思います。

1ページでございます。

令和5年度住民税非課税世帯等生活支援給付費についてご説明をさせていただきます。

目的でございます。令和5年11月2日に政府で開催されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始した物価高騰対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで住民税非課税世帯1世帯当たり合計で、10万円を目安に支援を行う旨が盛り込まれたことから、大和町の施策といたしまして住民税非課税世帯等に対する、1世帯当たり7万円を支給するものでございます。

この給付金につきましては令和5年度上期で行いました生活支援給付金3万円を受け取っている世帯であっても要件を満たす場合は、改めて支給対象となるものでございます。

対象者でございます。非課税世帯といたしまして2,500世帯、全世帯の令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯でございます。家計急変世帯といたしまして100世帯を見込んでおります。令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められた世帯に対して公布対象とするものでございます。

給付額につきましては、1世帯当たり7万円でございます。支給事務でございますが非課税世帯に対しましては、(ア)といたしまして上期3万円給付受け取り済みの世帯に対しましては、税情報及び上期給付費の3万円振込データを元に指定口座へ振込をしまして、通知を行うものでございます。(イ)といたしましては、3万円給付金の未受領者の世帯に対しまして、①から④の手続きを取りまして支給するものでございます。家計急変世帯につきましても、①から⑤までの内容で、申請を受付後の審査等を行いまして給付するものでございます。

所要額でございます。

事業費といたしましては、1億8,200万円、2,600世帯掛ける7万円でございます。事務費といたしまして、470万4,000円。総額1億8,670万4,000円でございます。

財源といたしましては、事業費分(給付金)でございますが、国庫補助でございますが、当初の算定といたしましては、令和3年度給付実績の70%でございますが、残りの30%につきましては、一般財源、最終的には30%も国庫からの交付という見込みではございますが、当初の内容は70%の交付になります。

事務費といたしましては、10分の10で国庫補助対象でございます。ただ対象外といたしましては、職員の給与分は対象から外されている状況で、ただ管理職手当中超過勤務手当等は対象というふうな内容でございます。

2ページをお願いいたします。

スケジュールでございます。令和5年12月につきまして、本日議会の補正を提出をさせていただきまして、可決後、各種契約等を実施する内容でございます。令和6年1月には広報に掲載した内容で広報配達、お知らせをいたしまして、印刷物の準備ができ次第、確約書等の発送をいたしまして、確認書の受付を開始する内容でございます。令和6年1月下旬には給付金といたしまして、早い方々につきましては給付する、開始を行う予定でございます。令和6年3月末が最終申請期限という形で設けさせていただき状況でございます。関係法律といたしましては「公的給付の支給等の迅速か

つ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律」に基づきまして、①、②の事業等実施する内容でございます。

以上が説明になりまして、すみません、事項別明細のほうにお戻り願いたいと思います。

1目の社会福祉総務費の3節につきましては、職員3名分の20時間の時間外勤務手当でございます。10節は消耗品費といたしましてコピー代、印刷製本費といたしましては通知書通知、返信用の封筒の印刷でございます。11節は、通信運搬費といたしまして決定通知用の郵便郵送料でございます。手数料につきましては銀行等の振込手数料でございます。12節は、業務委託といたしまして抽出システム並びに通知書の封入作業等の委託をする委託料でございます。19節は非課税世帯に対する2,600世帯に対する7万円の金額で事業費でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、5款1項6目水田農業対策費でございます。

農業資材等高騰対策の農業経営継続支援事業の実施に当たり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するため、財源の組替えを行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、6款1項2目商工振興費12節につきましては、企業進出意向調査の事業に係る業務委託料をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、別冊の議案説明資料、議案第96号関係企業進出意向調査事業関係をご参照願います。

資料の1ページをお開き願います。

企業進出意向調査につきましてご説明申し上げます。

1. 目的でございます。

台湾の半導体製造会社P S M Cが大衡村の第2仙台北部工業団地内に進出を表明したことにより、関連企業の進出が予定されますが、本町に分譲地は残り僅かとなってきております。今後新たな工業団地を造成するに当たり、候補地の熟度を高めるためには、進出予定の企業調査が不可欠となります。そのための企業調査につきまして、抽出作業からアンケート回収並びに分析までの作業期間等を考慮し、調査業務を専門リサーチ会社に委託することで、早急の業務を完成させ、訪問調査へつなげていきたいと考えております。

2. 企業進出意向調査内容でございますが、調査企業数は3,000社を予定しております。抽出条件及び順序につきましては、業種を製造業及び情報サービス業、道路貨物運送業とし、順序を売上げ規模順と考えております。意向調査方法につきましては、アンケート調査を実施し、質問件数は進出の意向調査等10項目程度、回答の催促は3回まで実施することとしまして、エクセルデータでの納品を予定しております。回収率につきましては、15%以上を目標とし、業務委託に係る補正見込額につきましては、346万1,000円でございます。

歳出につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (門間浩宇君)

以上で、議案第96号の説明を終了いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

ただいまの企業進出意向調査事業に関して質問させていただきます。

アンケートの回収率15%というもの、3,000社に対するだから450社ぐらいになるけれども、そこそこの数字なんだけれども、この15%というのは、どこかに根拠があつて15%にしているのか。450くらい集まればいいのかという根拠なのか。どちらなのか、お聞かせいただきたいんですけれども。

議 長 (門間浩宇君)

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 (浅野義則君)

ただいまの千坂議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回3,000社ということで想定させてもらったのは、県外に本社のある企業、半導体中心を、サテライトする業種ということで詰めさせていただきました。15%ということでの根拠なんですけれども、こちらリサーチ会社と事前の打合せをさせていただいたところなんです、その実績からやはり15%ぐらいしか回答率がないということでございまして、その実績を踏まえまして15%とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。再開は午後2時30分とします。

午後2時18分 休憩

午後2時29分 再開

議長（門間浩宇君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23「同意第17号 監査委員の選任について」

議長（門間浩宇君）

日程第23、同意第17号 監査委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは本日配付の議案書7ページをお開きいただきたいと思います。同意第17号でございます。あわせて、お手元にお配りしております説明資料、合意第17号関係も併せてご準備をお願いいたします。

監査委員の選任について、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、高橋久志氏となります。

説明資料のほうをお開き願います。監査委員の選任についての説明調書でございます。

同意を求める者、先ほど申し上げましたとおり、氏名高橋久志氏でございます。学歴並びに職歴については、説明資料をお目通しをお願いいたします。

選任の理由でございます。

令和5年12月23日に任期満了を迎えられる櫻井貴子氏の後任として今般議会の同意を求めるものでございます。高橋氏は黒川高等学校を卒業後、民間企業に2年間勤務し、昭和46年大和町役場の事務吏員に採用されました。在職中には、商工観光課長、保健福祉課長、建設課長、町民課長、公民館長兼ふれあい文化センター館長を歴任なされ、平成14年に退職されるまで、町政の発展と町民福祉の向上のため、その職責を果たされました。また退職後は、民間企業の要職に就かれるなど、地方公務員としての豊富な行政経験と優れた見識を有し、その豊富な知識と経験により、公正なる職務遂行に当たっていただけるものと考え、監査委員として選任するものであります。

どうぞご同意いただけますようよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

以上で、同意第17号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第17号を採決します。

この採決は議会規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

15番馬場久雄君及び16番大須賀 啓君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異常ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

立会人から、異常なしと報告がありましたので、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

15番馬場久雄君及び16番大須賀 啓君に開票の立合いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

有効投票のうち

賛 成 6

反 対 9

以上のとおり、反対が多数です。

したがって、本件は原案について同意しないことを決定されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第24「広報常任委員の選任について」

議長（門間浩宇君）

日程第24、議会広報常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、佐々木久夫君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員に佐々木久夫君を選任することに決定をいたしました。

日程第25「議発第1号 事務検査に関する決議案について」

議長（門間浩宇君）

日程第25、議発第1号 事務検査に関する決議案を議題とします。

提出者の説明を求めます。馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

まず初めに、今回私が同僚議員にご賛同いただき提出させていただいた決議案を、議案としていただいた議会運営委員会の大須賀委員長をはじめ、議会運営委員会の皆様及び議員各位に御礼申し上げます。

それでは、ただいま議案となっております議発第1号事務検査に関する決議案について、提出者を代表し、提案理由及び決議案の内容をご説明申し上げます。

お手元の議案書、議発第1号をお開き願います。

事務検査に関する決議案であります。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

次に、提出内容であります。

決議案の内容について、別紙に記載されていますとおり、地方自治法第98条第1項の規定に基づいて、行政文書に関する事項を調査特別委員会に付託し、調査を行うこととするものであります。

検査を行う内容については次のとおりであります。

記としまして、1. 検査事項。

行政文書に関する事項であります。

2. 検査方法。

(1) 関係書類及び報告書の提出を求める。(2) 検査は地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員6人で構成する落合地区敬老会の公文書取扱いに関する調査特別委員会（以下「調査特別委員会」という）を設置し、これに付託し行います。

3. 検査権限であります。

本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を調査特別委員会に委任する。

4. 検査権限であります。

1に掲げる検査が終了するまでであります。

次に、提出の理由であります。

去る令和5年9月13日付で、大和町福祉課より、落合地区敬老会において、例年届けている敬老会祝詞の芳名に記載されていた高平聡雄議会議長（当時であります）の名前の読み上げ及び掲示をやめるようにする事務連絡が、速達で落合地区各区長に配達されたとのことであります。また、同事務連絡の配達後、大和町福祉課より、従前の事務連絡を撤回し、再度名前の読み上げ及び掲示をする旨の連絡があったようであります。

我々としましては、今回の一連の事務連絡の取扱いに関して、また、仮に、この文書を出すことに第三者または議員からの強い働きかけや依頼があったとすれば、議会倫理条例の規定に抵触することになると考えております。

したがって、我々は、以下の点について検査を行っていただきたいと思っております。

1) 名前を読み上げない、掲示をしないように、速達にて事務連絡をした理由は何か。外部からの働きかけ（圧力）があったのではないか。

2) 所管課として、誰の指示で上記の事務連絡を行ったか。

以上が、決議案の提出内容及び提出の理由であります。

ご可決賜りますようお願い申し上げますとともに、調査特別委員会が設置され、調査いただきますようお願いを申し上げます。

また、町執行部においては、今回このような決議案が提出されたことを重く受け止め、調査に際しては、なぜこのような行政文書が出されなければならなかったのか、事実関係を隠すことなく、調査特別委員会に報告いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

以上であります。

議長（門間浩宇君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議発第1号の事務検査に関する決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、事務検査に関する決議案は可決されました。

ただいま議発第1号事務検査に関する決議案が可決されましたので、委員6名による落合地区敬老会の公文書取扱いに関する調査特別委員会が設置され、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

引き続き、調査特別委員の選任を行います。

調査特別委員の選任については、先般開催されました議会運営委員会におきまして、調査特別委員会の設置が決定された場合の委員は、総務、社会文教、産業建設の各常任委員会から2名ずつの選任としております。

つきましては、ここで調査特別委員を選任するため、暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

午後2時57分 再開

議長（門間浩宇君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において協議した落合地区敬老会の公文書取扱いに関する調査特別委員会の委員が決まりましたので、報告します。

総務常任委員会から、渡辺良雄君、児玉金兵衛君。

社会文教常任委員会から、馬場久雄君、今野善行君。

産業建設常任委員会から、槻田雅之君、今野信一君。

以上、報告されました6名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、特別委員は、ただいま報告した6名のとおり選任することに決定いたしました。

引き続き、落合地区敬老会の公文書取扱いに関する調査特別委員会を招集し、委員長及び副委員長を選出するため、暫時休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時05分 再開

議長 (門間浩宇君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

落合地区敬老会の公文書取扱いに関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。委員長に馬場久雄君、副委員長に渡辺良雄君が選出されました。

以上で、議発第1号を終わります。

17番 (槻田雅之君)

議長。動議です。

議長 (門間浩宇君)

17番槻田雅之君。

17番 (槻田雅之君)

動議を取り計らっていただき、ありがとうございます。

動議として、千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議案を提出いたします。

「賛成」と呼ぶ者あり

議長（門間浩宇君）

ただいま17番槻田雅之君から千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議案の動議が提出されました。

本動議の成立には、会議規則第16条の規定により、提出者のほか1人以上の賛成者が必要となります。先ほど、提出者以外の方から賛成との声があり、所定の賛同者がおりましたので、本動議は成立をいたしました。

ここで議会運営委員会を開催し、本動議の取扱いを協議するため、暫時休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時23分 再開

議長（門間浩宇君）

本会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議案を追加日程第1として追加し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることが可決されました。

追加日程第1「千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議案」

議長（門間浩宇君）

追加日程第1、千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議案を議題にします。

本件については、千坂裕春君の一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定により、千坂裕春君の退場を求めます。

〔千坂裕春君退場〕

議長（門間浩宇君）

ここで、提出者の趣旨説明を求めます。17番槻田雅之君。

17番（槻田雅之君）

皆様のお手元に書面で提出しておりますので、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議でございます。

我々大和町議会議員は、町民から付託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚して、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、町政の発展と住民福祉の向上に努めなければなりません。

千坂裕春議員は、2021年9月定例会において、議会に対して虚偽の情報発信をした理由により、大和町議会議員政治倫理条例に基づく議員辞職勧告の措置が決定されたのにもかかわらず、いまだに議員の職を続けております。その後も反省の色は見えず、ここ最近の行動・言動については目に余る次第でございます。

また、以下の点でも問題があります。

1つ、同僚議員を中傷する発言。

1つ、議員控室を私物化にしていると言っても過言でない行動。

1つ、議員の立場を利用しての職員に対する行動や言動。職員個々により捉え方の違いはありますが、毎日のように役場に登庁し、職員の業務を妨げていると思われる行動などです。

これらの行為は、大和町議会議員政治倫理条例に、「議員の責務」として第2条に、「議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。」とあります。

「政治倫理基準」として、第6条の第1項に、「町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。」ともあります。第8項には、「町の職員（臨時職員等を含みます）の公正な職務遂行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。」ともあります。第10項には、「嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャル・ハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」ともあります。それぞれ違反していると思われます。

このように、千坂裕春議員の行動は、大和町議会に対する信用を失墜し、議会の

品位や権威を傷つけていると判断し、自ら責任をとり、直ちに議員辞職の決断を求めることを勧告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

以上で、提出者の趣旨説明を終わります。

ただいま退場となっている千坂裕春君から、地方自治法第117条のただし書の規定により、会議に出席して発言をしたいとの申出があります。

お諮りをします。

本申出に同意することにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、千坂裕春君の申出に同意することに決定しました。

千坂裕春君の入場を許します。

〔千坂裕春君入場〕

議長（門間浩宇君）

千坂裕春君の発言を許します。

11番（千坂裕春君）

発言の機会をいただきましてありがとうございます。

理由を見て、全く私には理解できません。

同僚議員を中傷する発言とありますが、それぞれ考え方があり、私と違うという考えの基、私ならこうであるというようなことは申し述べています。

議員の控室を私物化していると言っても過言ではない。私物化というのは、誰かが来たとき、これは俺のだから使わないでくれというのが私物化であって、毎日入らせていただいて、それで読書したり書き物をしたりしていることは事実ですが、それがどこで私物化なのかも理解に苦しむところです。

議員の立場を利用して職員に対する行動や言動、議員だからこそ、職員さんに、今の町の状況をお伝えし、または要望をすることもある。これが一町民ではできない議員に与えられた仕事と感じております。その中で、発言に何か気がかりまたは圧力をかけたり、自分の考えはこうだからあなたはこういうふうにしなくちゃいけないとい

う、今世間で言われているパワハラ的なものはないと断言できます。
以上です。

議 長 (門間浩宇君)

ここで、千坂裕春君の発言を終わります。

千坂裕春君の退場を求めます。

[千坂裕春君退場]

議 長 (門間浩宇君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、追加日程第1、千坂裕春君に対する議員辞職勧告決議案を採決します。

本採決は、会議規則第81条の規定によって、起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本決議案は可決されました。

議場の出入口を開きます。

ここで千坂裕春君の入場を許します。

[千坂裕春君入場]

議 長 (門間浩宇君)

それでは、千坂裕春君に申し伝えます。

ただいま議題となっております追加日程第1、千坂裕春議員に対する議員辞職勧告決議案は、可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 3 7 分 閉 会